様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　6年　6月　30日

大阪市長　　殿

提出者

住所 大阪府豊中市新千里西町1-1-4

氏名 パナソニックホームズ（株）近畿支社

支社長　松尾　伸治

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　06-6834-5049

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	パナソニックホームズ（株）近畿支社
事業場の所在地	大阪府豊中市新千里西町1-1-4
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	14,271百万円
③従業員数	163人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	■解体工事 ・がれき類（コンクリート塊）→中間処理業者へ委託し、再生砕石として再資源化 ・木くず→中間処理業者へ委託し、チップ（合材用、燃料用）として再資源化 ・廃プラスチック類→中間処理業者へ委託し、RPFとして再資源化 ・建設系混合廃棄物→中間処理業者へ委託し、選別・破砕し再資源化又は埋め立て処分 ■新築工事 11品目に現場で分別後、センターで一括回収し、中間処理業者へ委託、再資源化

（日本工業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

（管理体制図）

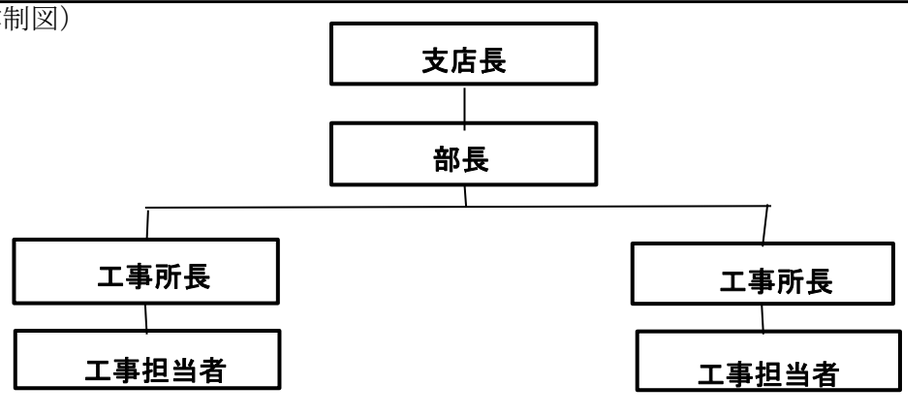

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】　※別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排　出　量	t	t
	（これまでに実施した取組） ①梱包材の削減 ②余剰部材の削減 ③センターによる集中回収		
②計画	【目標】　※別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排　出　量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ①梱包材の削減 ②減量化計画を考慮し計画立案 ③協力施工店への指導		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物の種別で分類し袋詰め保管
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の維持

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="2">【前年度（　　年度）実績】　※別紙の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（これまでに実施した取組）
実施無し</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】　　※別紙の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）
実施予定無し</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="2">【前年度（　　年度）実績】　※別紙の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により
減量した産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（これまでに実施した取組）
実施無し</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="2">【目標】　　※別紙の通り</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により
減量する産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）
実施予定無し</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】　※別紙の通り

産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）
実施無し

②計画

【目標】　※別紙の通り

産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）
実施予定無し

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　　年度）実績】　※別紙の通り

産業廃棄物の種類		
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）
可能な限り再生利用業への処理委託を行う

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】　※別紙の通り</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
委託業者の選択時には、業者の現地確認を実施する</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

前　　年　　度　【 令和 5年度 】　　実　　績

	産業廃棄物の種類		計画の実施状況																	
			①排出量 (t)	②自ら直接再生利用した量 (t)	③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理した後再生利用した量 (t)	⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量 (t)	（⑩＝①−②−③−④+⑥−⑧−⑨ ＝⑫+⑬+⑭+⑮+⑯）						②+⑧ 自ら再生利用を行った量(t)	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)
													委託先による区分					⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)		
	コード	名　称											⑫再生利用業者への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)			
	コード参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭除く)	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑫～⑭を除く)	⑩の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの（自動計算）	③の量と⑨の量を合計したもの（自動計算）
1	600	廃プラスチック類	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0
2	700	紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	800	木くず	318	0	0	0	0	0	0	0	0	318	318	0	0	0	0	267	0	0
4	900	繊維くず	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
5	1200	金属くず	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0
6	1300	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	21	0	0	0	0	0	0	0	0	21	21	0	0	0	0	0	0	0
7	1322	廃石膏ボード	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	9	0	0
8	1500	その他のがれき類	668	0	0	0	0	0	0	0	0	668	668	0	0	0	0	616	0	0
9	1501	コンクリート塊	1,378	0	0	0	0	0	0	0	0	1,378	1,378	0	0	0	0	76	0	0
10	1502	アスファルト・コンクリート塊	25	0	0	0	0	0	0	0	0	25	25	0	0	0	0	4	0	0
11	2420	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
12	2440	がれき類（石綿含有）	24	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24	0	0	0	24	3	0	0
13	2000	建設混合廃棄物	145	0	0	0	0	0	0	0	0	145	145	0	0	0	0	7	0	0
14	2010	安定型建設系混合廃棄物	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	0	0
15	2020	管理型建設系混合廃棄物	152	0	0	0	0	0	0	0	0	152	152	0	0	0	0	42	0	0
16	2022	解体系混合廃棄物	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0
17	200	汚泥	76	0	0	0	0	0	0	0	0	76	76	0	0	0	0	76	0	0
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
		合計	2,849	0	0	0	0	0	0	0	0	2,849	2,849	0	0	0	25	1,104	0	0

（注1）トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今　　年　　度　【 令和 6年度】　　目　　標

	産業廃業物の種類		計画の実施状況																		
			①排出量 (t)	②自ら直接再生利用した量 (t)	③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理した後再生利用した量 (t)	⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量 (t)	（⑩＝①-②-③-④＋⑥-⑧-⑨ ＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯）						②＋⑧	③＋⑨
													委託による区分					⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)	自ら再生利用を行った量(t)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)
	コード	名　称											⑫再生利用業者への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)			
	コード参照	産業廃業物の種類	発生した産業廃業物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃業物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量（⑬、⑭除く）	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量（⑫～⑭を除く）	⑩の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの（自動計算）	③の量と⑨の量を合計したもの（自動計算）
1	600	廃プラスチック類	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	3	0	0
2	700	紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	800	木くず	250	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	0	0	0	0	230	0	0
4	900	繊維くず	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0
5	1200	金属くず	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	5	0	0
6	1300	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18	0	0	0	0	9	0	0
7	1322	廃石膏ボード	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	7	0	0
8	1500	その他のがれき類	600	0	0	0	0	0	0	0	0	600	600	0	0	0	0	100	0	0
9	1501	コンクリート塊	800	0	0	0	0	0	0	0	0	800	800	0	0	0	0	400	0	0
10	1502	アスファルト・コンクリート塊	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	0	15	0	0
11	2420	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃業物）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	2440	がれき類（石綿含有）	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	14	14	0	0
13	2000	建設混合廃棄物	100	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	50	0	0
14	2010	安定型建設系混合廃棄物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0
15	2020	管理型建設系混合廃棄物	100	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	50	0	0
16	2022	解体系混合廃棄物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0
17	200	汚泥	50	0	0	0	0	0	0	0	0	50	50	0	0	0	0	50	0	0
18																				
19																				
20																				
		合計	1,981	0	0	0	0	0	0	0	0	1,980	1,980	0	0	0	14	936	0	0

（注1）トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。